

(2)

卒業・進級判定基準

(概要)

全学科、学生便覧にて卒業認定要件を示し、卒業判定会議で学校長の確認・決定の上、認定している。

(卒業、課程修了の認定)

学則第24条

校長は、第10条に定める授業科目の成績評価及び卒業判定会議の審議に基づき、課程修了の認定を行う。

2 校長は、所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書(別紙様式1)並びに高度専門士又は専門士称号授与証(別称様式2)を授与する。

卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
専門士	文化・教養専門課程	クリエイティブコミュニケーション科昼間Ⅰ部
専門士	文化・教養専門課程	クリエイティブコミュニケーション科昼間Ⅱ部
高度専門士	文化・教養専門課程	スーパークリエイター科昼間Ⅰ部
高度専門士	文化・教養専門課程	スーパークリエイター科昼間Ⅱ部